

法定協議会と地域公共交通会議との関係

	地域公共交通会議としての機能を有しない場合	地域公共交通会議としての機能を有する場合	
		既設の場合	新設の場合
バス単一モードの法定協議会を設置する場合	「地域公共交通活性化・再生協議会(仮称)」	「地域公共交通会議」 (新法の協議会の機能 ^(*) を付加)	「地域公共交通会議」 (新法の協議会の機能 ^(*) を付加)
バス、鉄道、旅客船等複数モードの法定協議会を設置する場合	「地域公共交通活性化・再生協議会(仮称)」	「地域公共交通活性化・再生協議会(仮称)」 (必要に応じ、バス分科会を設置し、「地域公共交通会議」としての機能も果たす)	「地域公共交通活性化・再生協議会(仮称)」 (必要に応じ、バス分科会を設置し、「地域公共交通会議」としての機能も果たす)

(*) 参加者への応諾義務、協議結果の尊重義務、予算の重点配分等